

令和3年8月18日

所 内 各 位

流体科学研究所
新型コロナウイルス感染症対策本部長

東北大学行動指針 BCP の改訂及びレベル 3 への引き上げに伴う
流体研の対応について

令和3年8月18日付け総長通知「行動指針 B C P の改訂及びレベル 3 への引き上げについて」を受け、前回の令和3年5月12日付文書から対応を変更します。総長通知における別添留意事項及び R3.8.20 改訂の本学行動指針レベル 3 の記載内容に従う他、主な対応内容を以下に示します。

なお、ワクチン接種完了後の感染事例が報告されていますので、ワクチンの接種に関わらず、マスクの着用、換気、手洗いなどの基本的な感染対策をより丁寧に継続してください。

また、体調不良の者や濃厚接触の疑いのある者については、体調不良者対応等のフロー図に沿って対応いただくとともに、新型コロナウイルス感染症に関する所内連絡等は、引き続き次のメールアドレスへお願いします。

ifs-covid-19@grp.tohoku.ac.jp

1. 実施期間 令和3年8月20日（金）より当分の間

2. 対応内容（総長通知における別添留意事項及び行動指針レベル 3 以外）

1) 出張等

県境を越える移動・往来は、原則、延期、自粛することとし、出張は、業務上やむを得ない場合で、所長の許可を得た場合のみとします。やむを得ず出張を計画する場合は、旅行計画書を原則1週間前までに総務係へ提出するほか、提出前に所長（上記アドレス）へご相談ください。

なお、県境を越えた移動を行った場合は、帰仙後1週間の在宅勤務（自宅待機）・健康観察をお願いいたします。

2) 事務体制

事務室内5割程度の執務体制を目安として、在宅勤務及び時差出勤を行います。

事務部への連絡は、メールやメールボックスをご利用いただき、事務室への入室は、できるだけお控えください。

3. その他注意事項

すべての研究所構成員について、入所の必要な場合は当該の長に事前相談し、リスク管理を徹底のうえ、入所ください。引き続きやむを得ず入所する部外者も含め、入所記録用フォームに記録してから入所ください。当面、入力者は教職員とする措置を継続します。

※1号館以外の建物の常時施錠を継続とします。